

## 山梨県議会議員に係る新型コロナウイルス感染症のまん延阻止に向けた行動指針について

4月7日、東京都などの7都府県を対象に、政府から緊急事態宣言が発出されたところであり、本県は対象地域に含まれていないものの対象都県に隣接する地域として、危機意識を高めなければなりません。

議員各位には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、体調管理に努めていただくとともに、咳エチケットや手洗い等の徹底をお願いしてきたところですが、感染症のまん延阻止に向け、次のとおり、行動指針をまとめましたので、「うつらない」「うつさない」ための積極的な行動をお願いいたします。

- 1 絶対に行かなければという事情を除き、緊急事態宣言の対象とされた地域への外出や往来については、宣言が解除されるまでは慎むこと。
- 2 社会生活においては、「密閉」「密集」「密接」の3密条件が重なる場所を避けることを徹底すること。加えて、他者と向き合う場合は、間隔を空けるよう努めること。
- 3 会議、会合（後援会、打合せ、無尽会など）等への参加については、必要性を考慮し、不要不急な会議、会合等への参加を控えること。
- 4 県民の感染防止のための積極的な行動や日常生活の維持に向けて、正確な情報の提供に努めること。